

十九 第44条の7《商業施設等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(店舗用又は倉庫用以外の用に供されている部分がきん少である場合の特例)</p> <p>44の7 - 8商店街整備計画.....</p> <p>(特別償却の対象となる店舗等の附属設備)</p> <p>44の7 - 10商店街整備計画又は共同店舗等整備計画等.....</p> <p>.....</p>	<p>(店舗用又は倉庫用以外の用に供されている部分がきん少である場合の特例)</p> <p>44の7 - 8商店街整備計画及び店舗集団化計画.....</p> <p>...</p> <p>(特別償却の対象となる店舗等の附属設備)</p> <p>44の7 - 10商店街整備計画、<u>店舗集団化計画</u>又は共同店舗等 整備計画等.....</p>